

広報おわりあさひ発行業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 実施目的

本プロポーザルは、尾張旭市（以下「市」という。）が受託者に委託する「広報おわりあさひ発行業務（以下「本業務」という。）」について、市と契約を締結する意思のある事業者に対し、業務実施の能力等の審査を公募型プロポーザルにより行い、最も本業務の遂行に適格と判断される事業者を選定するために行う。

2 事業者の選定方法

市が公募により参加表明のあった事業者（以下「参加者」という。）に対し、本実施要領及び仕様書に基づき作成した企画提案書等の提出を求め、5人の本市職員が、表紙、特集記事、あさひだより等、新コーナー等、各提案内容等の評価を行い、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

なお、総費用の上限額に対する価格提案の度合いも評価に加える。

3 委託業務概要

(1) 委託業務名

広報おわりあさひ発行業務委託

(2) 委託内容

別添「広報おわりあさひ発行業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

なお、本業務の履行期間は、広報おわりあさひ令和9年5月号から令和12年4月号までの36号及び保存版令和10年度版から令和12年度版までの3号を編集・印刷する期間とする。

4 見積限度額

102,761,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

※ 上記金額は3年間の総額であり、各年度の見積限度額は下記のとおり（消費税額及び地方消費税額を含む。）。

令和9年度 34,108,000円

令和10年度 34,237,000円

令和11年度 34,416,000円

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※ 参考見積書の金額が各年度の見積限度額を超過した場合は、失格とする。

5 参加資格

参加者は、以下の要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 令和8・9年度尾張旭市入札参加資格者名簿に登載されている者で、公告日から契約締結日までの間、尾張旭市において指名停止又はそれに準ずる措置を受けていないこと。
- (3) 業務の遂行に当たって、次に掲げる全ての体制をとることができる者であること。
 - ア 業務を円滑に行うため、本市を統括する責任者と担当するデザイナーを置くこと。
 - イ 契約期間中の業務は、原則としてプロポーザル提出作品を制作した統括責任者と同一の者が担当すること。デザイナーについても同一のデザイナーが担当すること。
 - ウ 緊急時も各担当者等が誠意を持って臨むこと。
- (4) 過去3年以内に地方自治体等の定期的に発行する情報誌を編集・印刷した実績がある者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 「尾張旭市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成23年9月27日付けで尾張旭市長、尾張旭市教育委員会教育長及び愛知県守山警察署長が締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (7) 所有する資産に対し、債務不履行による仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売手続の開始決定がなされていないこと。
- (8) 同種の事業に対し、契約不履行行為等の不法行為をしていない者であること。

6 選定日程

内容	日程
公募開始（市ホームページ掲載）	令和8年8月26日（水）
質問受付期間	8月26日（水）から 9月 2日（水）まで
質問回答期日	9月 7日（月）
参加表明書提出期限	9月15日（火）
企画提案書等提出期限	9月28日（月）
プレゼンテーション	10月2日（金）から10月16日（金）までのうち、本市が指定する日
審査結果通知	10月下旬

事前協議	令和8年10月下旬から 11月上旬（別途通知）
契約締結	11月上旬

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は行わない。

7 提出書類の様式

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 企画提案書表紙（様式2）
- (3) 団体概要（様式3）
- (4) 業務実績（様式4）
- (5) 業務実施体制（様式5）
- (6) 取組姿勢・サポート体制（様式6）
- (7) 参考見積書（様式7）
- (8) 事業費（様式8）
- (9) 質問書（様式9）
- (10) 辞退届（様式10）

8 質疑応答等

(1) 質問の提出方法

質問事項を質問書（様式9）に記入し、市長公室広報戦略課に令和8年9月2日（水）午後5時までに電子メールにより提出すること。

※ 提出期限後に提出された質問、規定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。

※ 電子メール送付先アドレス kouhou@city.owariasahi.lg.jp

※ 提出した際は、担当課へ電話にてその旨連絡すること。

(2) 質問に対する回答

市が全ての質問について質問者名を無記載として取りまとめ、令和8年9月7日（月）までに市ホームページにて回答を公表する。

ただし、質問内容により本プロポーザルによる事業者選定に公平性を保てない場合は、回答しないことがある。また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

9 参加表明等

参加者は、参加表明書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

参加表明書（様式1）：原本1部

(2) 提出先

尾張旭市役所市長公室広報戦略課

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留・簡易書留・レターパック等、追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限る。）

(4) 提出期限

令和8年9月15日（火）午後5時まで（必着）

※ 提出期限後に提出された書類は、一切受け付けない。

(5) 参加資格の確認

提出書類に基づき、5に定める参加資格要件の確認を行い、提出者に参加資格がないと認めた場合は、その旨を通知する。

10 企画提案

企画提案書類を次の要領で提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式2）：原本1部

イ 企画提案書（様式任意）：8部（うち7部は団体名を記載しない。）

別紙「プロポーザル構成案」に基づき、用意した素材（テキスト、写真、キャラクターデータなど）を活用してまとめ、次の提案内容が分かるものとする。

（ア）フォーマット、デザイン、ビジュアル案

（イ）レイアウトの基本的な考え方、ページ展開

（ウ）広報誌面の有効活用に関する企画提案

（エ）新コーナー等の企画提案

（オ）広報誌製作の効率化に関する提案

（カ）その他広報誌への提案

ウ 団体概要（様式3）：8部

エ 業務実績（様式4）：8部

オ 業務実績を証する書類（契約書、仕様書等）：写し8部

カ 業務実施体制（様式5）：8部

キ 取組姿勢・サポート体制（様式6）：8部

ク 参考見積書及び事業費（様式7・8）：原本1部

（ア）ページ数ごとの1部当たりの単価（税抜き）

仕様書のとおり広報誌を編集・印刷した場合のページ数ごとの1部当たりの単価を記載すること。単価を記載するページ数は、28～60ページ（4ページ単位）

なお、単価は3年間同一価格とする。

（イ）その他費用の単価（税抜き）

折り込み、配送その他納品までに必要な費用の単価について記載すること。

(ウ) 事業費（税込み）

3年間の総費用及び各年度の費用

総費用の上限額を102,761,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

各年度の見積限度額（消費税額及び地方消費税額を含む。）

令和9年度 34,108,000円

令和10年度 34,237,000円

令和11年度 34,416,000円

※ 上記金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※ 参考見積書の金額が各年度の見積限度額を超過した場合は、失格とする。

ケ 次の各社会的価値の実現に資する取組を行っている場合は、その取組に係る登録証や認定書等、内容を証明する書類：写し1部

（ア）女性の活躍促進に関する取組（女性の活躍促進宣言、あいち女性輝きカンパニー、えるぼし等）

（イ）ワーク・ライフ・バランスの推進（愛知県ファミリー・フレンドリー企業、くるみん等）

（ウ）環境マネジメントシステムの導入（ISO14001、エコアクション21、KES及びエコステージ）

（エ）障がい者等雇用に関する取組（障害者雇用促進法に基づく法定雇用率の達成、保護観察所への協力雇用主としての登録）

(2) 提出先

尾張旭市役所市長公室広報戦略課

(3) 提出方法

持参又は郵送（一般書留・簡易書留・レターパック等、追跡サービスにより配達状況確認が可能な方法に限る。）

(4) 提出期限

令和8年9月28日（月）午後5時まで（必着）

※ 提出期限後に提出された書類は、一切受け付けない。

11 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時

令和8年10月2日（金）から10月16日（金）までのうち、本市が指定する日時

※ 実施日時、実施場所等については、参加申請を締め切った後、個別に通知します。

(2) 時間配分

各参加者おおむね30分程度（プレゼンテーション15分、ヒアリング15分）

※ 上記時間には、参加者の入れ替え時間及び準備時間は含まない。

(3) 実施方法

ア 当日は、提出した企画提案書を基にプレゼンテーションすること。

イ 企画提案書以外の追加資料の使用は認めないが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネルやプロジェクター等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーションに参加できる人数は、4人までとする。なお、統括責任者は、必ず出席すること。

12 辞退

参加表明書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は、事前に電話連絡の上、辞退届（様式10）を担当課窓口に直接持参すること。なお、市は、辞退したことをもっていかなる不利益な取扱いをしない。

13 審査及び選定

(1) 審査方法

審査委員により、審査基準表（150点満点）に基づき審査委員が付けた順位を、1位10点、2位8点、3位6点、4位4点、5位2点、6位以下0点として集計し、最得多点となった事業者を最も優れた提案を行ったと認められる事業者として選定する。

なお、合計得点が同点となった場合は、次の順により総合順位を決定する。

ア 審査委員による1位の順位付けが多い事業者

イ 審査基準表内の「企画提案面」の合計得点が高い事業者

ウ 審査委員会における合議により順位を決定

(2) 審査結果の通知・公表

審査結果は、参加者全員に対し速やかに書面で通知する。また、文書発送後、審査結果を本市ホームページに掲載し、公表する。

なお、ホームページに掲載する際、参加者名については、受託候補者名のみ公表し、点数については全参加者分を公表する。

(3) その他

審査結果に関する参加者からの質問、説明請求、意見等は、受け付けないものとする。

14 契約の締結

(1) 市は、最も優れた提案を行ったと認められる事業者と本業務について協議を行い、協議が整い次第、尾張旭市契約規則等に従い、地方自治法施行

令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約の方法により契約を締結する。

(2) 契約に当たっては、広報誌1部当たりの単価契約とする。

15 その他

- (1) 参加者は、複数の企画提案をすることはできない。
- (2) 提出された書類の作成等に要した費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (4) 提出された参加表明書類は、参加資格の確認以外には使用しない。
- (5) 提出期限後の書類の差し替え及び再提出は、認めない。
- (6) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
- (7) 提出された提案書類等は、尾張旭市情報公開条例（平成12年条例第25号）第7条に定める非公開情報（団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報など）を除き、公開の対象となる。
- (8) 本プロポーザルの公告から契約締結までの期間中、本業務及び関連業務に関する営業行為を禁止する。
- (9) 企画提案書の提出が1者のみであった場合であっても、本プロポーザルでの選定を実施する。

16 連絡先

尾張旭市市長公室広報戦略課広報広聴係

住 所 〒488-8666

尾張旭市東大道町原田2600番地1

電 話 0561-76-8106（直通）

0561-53-2111（代表）内線233

F A X 0561-52-5166

電子メール kouhou@city.owariasahi.lg.jp

受付時間 午前9時から午後5時まで

なお、10月1日（木）からは午前9時から午後4時まで
（土・日曜日、祝日を除く）

広報おわりあさひ プロポーザル構成案

■作成号 7月号（特集を除く）

■仕 様 簡易版、オールカラー

■ページ構成

項目	記事量	取り扱い
表紙	1 ページ	◆タイトル（あさひ 広報おわりあさひ）の名称も含め、企画提案（ロゴは英字も可） ◆目次は別ページに掲載するため表記なし ◆若い世代にも興味を持ってもらえるようなデザインとする
特集	4 ページ	◆記事データ提供（加工可） ◆デザインは自由 ◆イメージ画像（写真）のトリミング・追加可
お知らせコーナー あさひだより	2 ページ	◆記事データ提供（加工可） ◆横書き ◆「催し」「募集」「お知らせ」の区分ごとに記事の並べ替えや、囲み記事への変更可 ◆記事、サンプル画像はレイアウトの都合で割愛可 ◆イメージ画像（写真）のトリミング・追加可
子ども・子育てだより シニアだより	各 1 ページ	◆記事データ提供（加工可） ◆横書き ◆記事、サンプル画像はレイアウトの都合で割愛可
新コーナー等の 企画提案	1 ページ	◆市のPRや見てもらえる工夫がされている新コーナーなどの提案

※ 文字サイズは原則 10.5 P（15 Q）とし、ユニバーサルフォントを使用する。ただし、指定のページ数に収まらない場合は、フォントを小さくすることも可。また、記事の内容やレイアウトの観点から、フォントの大きさを部分的に変更することも可。